仕　様　書

産業観光局　中央卸売市場　第一市場
（担当：白尾、石村　電話 075-311-6274）

件　　名	中央卸売市場第一市場関連棟における雨除け用ロールスクリーン設置業務等委託
履行期間	契約の日の翌日から令和９年１月２９日まで
契約条件	別紙のとおり

別紙

仕 様 書

１　件　　名　　中央卸売市場第一市場関連棟における雨除け設置業務等委託

２　履行期間　　契約の日の翌日から令和９年１月２９日まで

３　履行場所　　京都市中央卸売市場第一市場　関連棟
（京都市下京区朱雀分木町８０番地）

４　概　　要
京都市中央卸売市場第一市場（以下「市場」という。）関連棟１階に雨除け用ロールスクリーン（以下「雨除け」という。）を設置するための協議用図書の作成及び雨除けの設置業務を委託するもの。

５　適　　用
作業に当たっては、京都市契約事務規則その他の関係法令等を遵守すること。

６　現地確認等
関連棟の現地確認を希望する場合は、本件に係る公告日（１開庁日目とする。）から３開庁日目までの間に（開庁時間は各日８時３０分から１７時まで）、次に記載する連絡先に連絡のうえ、日程調整を行うこと。
事前連絡のない事業者又は調整した日時に遅参した事業者については、現地確認を断る場合があるため、留意すること。
なお、７⑵の雨除けの仕様を満たすロールスクリーン１台を現地に設置している。

連絡先　　京都市中央卸売市場第一市場（計画推進第二担当）白尾、石村
電話番号：０７５－３１１－６２７４

７　業務内容
⑴　雨除けの設置に係る協議用図書の作成業務
雨除けを設置する関連棟は、本件委託履行期間中において本市が賃借している。このため雨除けの設置に当たっては、事前に本市と賃貸人が協議し、賃貸人から承認を得る必要がある。この協議のため、雨除け設置の概要等がわかる図書（以下「協議用図書」という。）を作成し、本市に３部提出すること。
ア　協議用図書
協議用図書の記載内容は、以下の全てを満たすものとする。
①　設置する雨除けの種類（製品仕様等）
②　設置位置（図面への図示など明確に設置位置がわかるようにすること。）（※１）
③　雨除けの設置工法
④　雨除け設置による庇への影響の度合い（設置後において庇の構造上、安全性に支障がないことが確認できるもの。）（※２）
⑤　その他協議・承認のため、本市が提出を指示した図書（本市への提出後に、本市を通じて賃貸人から追加提出を求められた場合の図書を含む。）

※１　現状の関連棟に係る図面（立面図・平面図、ＰＤＦ形式を予定）は本市から提供する。

※２　庇の耐荷重は、４ｍにつき８０ｋｇを目安とされているため参考とすること。庇は室外機置場を兼ねていることから、現状の室外機の設置状況も考慮して、支障がないことを確認すること。

イ　提出期限

協議用図書の提出期限は契約締結日の翌日から１か月以内とし、提出前に本市の事前確認を受けること。また、提出後に本市から補正等の指示があった場合は従うこと。

⑵　雨除け設置業務

協議用図書に基づき、関連棟１階南北出入口（１８か所）の庇部分に設置する雨除け（１か所当たり１台（計１８台））を調達し、設置する。

また、設置に当たっては本市担当者と、作業日時・作業手順等、詳細な作業内容を協議する。

ア　雨除けの仕様

雨除けは、ロールスクリーン、スクリーン固定ベルト、ウエイトから構成されるものであること。それぞれの仕様は次のとおりとする。

（ア）ロールスクリーン

ロールスクリーンは、スクリーン、ケース、ボトムレール、プルコード、その他部品から構成されるものであること。

①　スクリーン

サイズ	横幅 2,000 ㎜以上 2,050 ㎜以内 縦幅（高さ）3,000 ㎜以上 3,100 ㎜以内
材質等	屋外において使用するものであることを踏まえ、日射、風雨対策として次を満たすもの。 ・耐光性生地（ポリエステル PVC コーティングメッシュスクリーン） ※　同等以上の生地及び加工は可とする。その証明は受託者において行うこと。 ・日射熱カット率　80％以上
色	設置する建物との調和の観点からブラウン系とする。

②　ケース

- スクリーンを収納できるもので、スクリーンの自動巻上機能があるもの。
- ケースの材質はアルミ等金属製とし、収納したスクリーンを日射、風雨等から保護できるものであること。
- ケースの色は、設置する建物との調和の観点からブラウン系とする。
- スクリーンの修繕等が必要となる場合に、ケースからスクリーンの取り外しができるなど、部分取替えが可能である（全部取替えとならない）機能を有していること。

③　ボトムレール

- スクリーンの最下部に取り付け、スクリーンに適度な下方向への重みをかけることでスクリーンのタレ・ヨレ等を防ぎ、また風による揺れ等を軽減できるものであること。
- 「(イ) スクリーン固定ベルト」をボトムレールの２箇所以上で接続できること。

④　プルコード

ボトムレールと１か所で接続し、ケースに収納されたロールスクリーンを

容易に展開できる紐等であること。

⑤　その他部品

①から④までの付属部品等とする。

（イ）スクリーン固定ベルト

・　スクリーン固定ベルトは、ボトムレール２箇所（２点）と「（ウ）ウエイト」２個を接続するための部品であり、ベルトの長さの調整により、スクリーン位置（地上からボトムレールまでの高さ（※））を容易に調整及び固定できるものとする（※）。

※　概ね２０００ｍｍ～１８０ｍｍの間で自由に調整できるものとする。

・　スクリーン固定ベルトの数量はロールスクリーン１か所当たり２本（計３６本）とする（ボトムレール２か所とウエイト２個を接続する。）。

・　スクリーン固定ベルトはボトムレール、ウエイトそれぞれと容易に着脱可能なものであること。

（ウ）ウエイト

・　ウエイトは、床や地面に置いて使用する、注水式の重りであること。

・　「（イ）ボトム固定ベルト」と容易に着脱できるものであること。

・　ウエイトは、使用しないときに折り畳めるなど、収納スペースに配慮したものであること。

・　ウエイト（１個）の大きさは、高さ１８０ｍｍ（±１０ｍｍ）、幅（直径）２５０ｍｍ（±１０ｍｍ）とする。

・　ウエイトの数量は、ロールスクリーン１か所あたり２個（計３６個）とする。

（エ）その他

・　（ア）から（ウ）までの他、設置に当たって、庇に直接雨除けのケースを取り付けることとした場合の部品については、受託者の負担とする。

・　本仕様書に記載がない事項でも、設置作業に当たって外観及び機能上、当然必要と判断されるもの（設置箇所の補強等）については、受託者の負担で作業するものとする。

（オ）　例示品

ロールスクリーン	ニチベイ製「ソヨカ　外付けスクリーン（標準タイプ）」 スクリーンサイズ　幅2,000ｍｍ、高さ3,000ｍｍ スクリーン色　シャドウブラウン
スクリーン固定ベルト	ニチベイ製「ボトム固定ベルトセット」
ウエイト	ニチベイ製「ウエイトセット」

※　（ア）から（ウ）までの仕様を満足していれば、例示品以外の製品により設置することは差し支えない。

８　作業条件

・　7⑵の設置作業等を行うに当たっては事前に本市と協議し、場内事業者等の業務に支障とならない日程で行うこと。

・　また、市場内で設置作業等の実施が可能な時間帯は、原則市場の休場日（毎週水曜日）の午前８時４５分から午後５時までとする。

・　協議用資料に記載した内容と実際の作業内容に相違が生じる場合には、あらかじめ本市と協議し、承認を得ること。

（注意事項）

ア　市場内への作業車両の乗入れ

作業車両の種類・台数等は、あらかじめ本市に報告のうえ、本市が指示する場所に駐車すること。

イ　設置作業等

作業日時は、事前に本市と調整するとともに、場内事業者等の安全を十分に確保し、その業務等の支障とならない範囲で実施すること。

9　一般事項

⑴　業務完了後、作業内容及び作業後の状態の良否について、本市が確認、検収を行うこととし、不備がある場合は修理又は調整を行い、再度確認、検収を受けること。

⑵　本件に係る疑義が生じた場合は、本市と協議すること。

10　提出書類

協議用図書の他、以下の書類を提出期限の日までに提出すること。

書類	提出期限
7⑵アに基づく雨除けの仕様を満たしていることがわかるもの（カタログ等）	契約締結日の翌日から１０日以内
完了届（様式任意）	履行期間満了の日
協議用図書の記載内容と実際の設置内容等に相違がある場合には、当該相違箇所がわかる資料 ※　相違が生じると判明した場合は速やかに口頭等により報告すること	履行期間満了の日
その他本市が指示した書類	本市と受託者との協議により決定した日

11　その他

⑴　設置作業等に伴う梱包材や廃材等については、受注者の負担及び責任において適切に処分すること。

⑵　本仕様書に定めのない事項が判明した場合は、速やかに本市と受託者の間で対応を協議すること。